

青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画



青 梅 市

【青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画】

目 次

1	計画の位置づけ・役割	1
	(1) 基本計画策定の背景と目的	1
	(2) 多摩川沿い地区の区域・ゾーン区分	1
2	多摩川沿い地区の景観特性と課題	3
	(1) 上位・関連計画における多摩川沿い地区の位置づけ	3
	(2) 景観形成に関わる法規制・制度等	5
	(3) 多摩川沿い地区の景観特性	7
	(4) 多摩川沿い地区の景観形成に当たっての課題	15
3	多摩川沿い地区の景観形成の考え方	21
	(1) 景観形成の目標	21
	(2) 景観形成の基本方針と方向性	22
	(3) 地域別の景観形成の考え方	26
4	多摩川沿い地区の景観形成施策	31
5	景観形成に関わる今後の取組み展開	44
	(1) 「青梅市の美しい風景を育む条例」に関わる取組み	44
	(2) 景観形成に関わる他の制度等の活用・連携	46

1 計画の位置づけ・役割

(1) 基本計画策定の背景と目的

多摩川は、本市の景観構造の骨格的な要素であり、その水辺と沿川に連なる崖線の緑、および崖線の緑と一体的に眺められる街なみは、本市の特徴的な景観をつくり出しています。そのため、「青梅市景観まちづくり基本方針（平成16年策定）」では、多摩川沿い地区を「景観形成重点検討地区」として位置づけており、景観まちづくりの要所として積極的な景観の保全・形成を進めることとしています。また、「青梅市の美しい風景を育む条例」においては、「多摩川と一体に景観の形成を図る区域について、『景観形成地区（※1）』として指定することができる。」と定めています。

このため、多摩川沿い地区の景観特性や景観的課題の検討を行い、東京都景観計画にもとづく景観施策との整合を図りつつ、本地区における景観の保全・形成の方向性を定めるため、「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画」を策定します。

(2) 多摩川沿い地区の区域・ゾーン区分

本計画における多摩川沿い地区の区域は、「青梅市景観まちづくり基本方針」で位置づけられている「景観形成重点検討地区」の範囲を基本に、多摩川の左岸側（北側）については、奥多摩街道、青梅街道、JR青梅線までの区域（ただし、青梅駅周辺景観形成地区の範囲は除く）とし、右岸側（南側）は、吉野街道までの区域とします。また、これらの区域について川とまちとの関係の違いから、上流地域（神代橋から上流）、中流地域（神代橋から調布橋）、下流地域（調布橋から下流）のゾーン区分を行います。（次頁図参照）

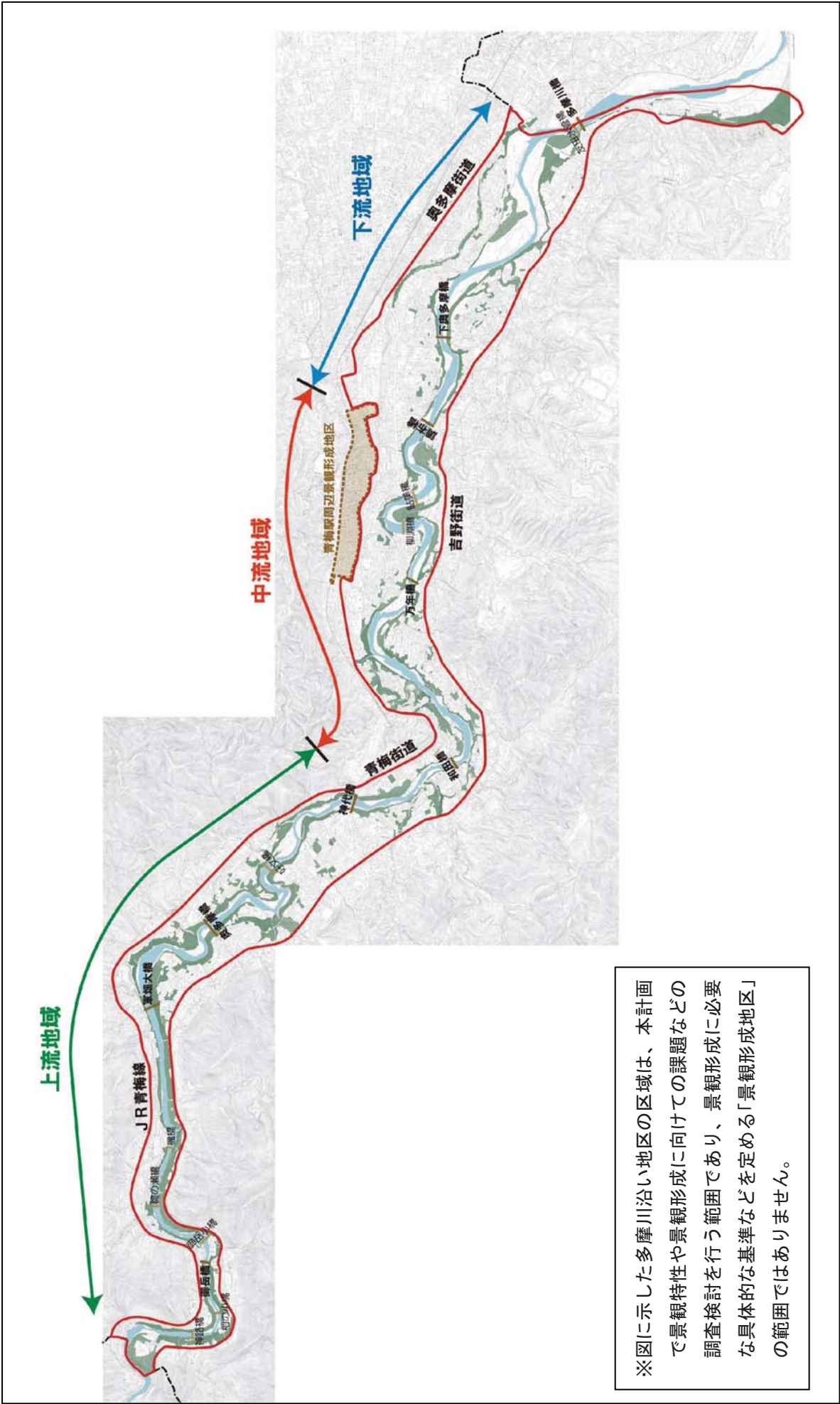
上記の区域を対象に、地区の景観特性および景観形成に向けての課題などの調査検討を行い、多摩川沿い地区の景観形成の考え方（景観形成の目標、景観形成の基本方針など）の検討を行い、「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画」を策定します。

その後、この基本計画を踏まえて、多摩川沿い地区の景観形成の“かなめ”となる地区について、「景観形成地区」の指定を行い、「景観形成地区」内の建築物や工作物、広告物、多摩川沿いの樹林など、景観形成に必要と考えられる事項について、東京都景観計画との整合を図りながら、「景観形成計画」および市条例にもとづく「景観形成基準」を定めていくことを予定しています。

なお、次頁に示した「多摩川沿い地区の区域」は、本計画で調査検討を行う範囲であり、「景観形成地区」ではありません。

※1：青梅市の中で、特に重点的な景観形成が必要な地区を市長が指定するもので、景観形成地区に指定されると「景観形成計画」および市条例にもとづく「景観形成基準」が定められます。なお本市では、平成19年7月に青梅駅周辺地区を景観形成地区に指定しています。

■ 多摩川沿い地区の区域・ゾーン区分



※図に示した多摩川沿い地区の区域は、本計画で景観特性や景観形成に向けての課題などの調査検討を行う範囲であり、景観形成に必要な具体的な基準などを定める「景観形成地区」の範囲ではありません。